

第3章

全体構想 (市全体の方針)

全体構想は、都市の骨格となる全市レベルの将来像を示すとともに、これを実現するための主要な手法である都市計画を定める際の総合的な指針となるものです。

全体構想では、「都市づくりの目標」、「将来の都市構造」及び、市全体の「分野別の基本方針」で構成しています。

3

(1) 将来都市像と都市づくりの目標

都市計画マスタープランは立地適正化計画と整合を図るものであることから、目指すべき将来都市像と都市づくりの目標を「館林市立地適正化計画」と共通のものとしています。

また、計画に反映すべき9つの視点を重視し、取組方針を定めます。

将来都市像

住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし

都市づくりの目標

※将来都市像を実現するための都市づくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

人口減少が進むなかで、“まち”が自立し持続していくために、子どもを安心して産み、子育てがしやすく、次世代を担う子どもたちが安全で安心して暮らし、育つことができる環境を整えるとともに、多様な世代が交流し、心豊かに暮らせるコミュニティが形成され、笑顔があふれるまちづくりを推進していきます。

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

暮らしの利便性、快適性、安全性を高め、人口密度を維持することで、すべての世代が暮らしやすいまちづくりを推進します。

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

地域の魅力を高め、交流人口を増やすとともに、都市圏全体を包括する都市機能の強化や都市間、地域間連携を促進することで、都市圏内外の人々が交流するまちづくりを推進します。



■計画に反映すべき9つの視点

- 視点1：コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2：住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3：交通ネットワークの強化
- 視点4：空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点5：幹線道路沿道やIC周辺等における適正な土地利用の推進
- 視点6：自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用
- 視点7：災害対策の強化
- 視点8：効率的、効果的な都市経営
- 視点9：他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

目標1：“人を育む”まちづくり

取組方針1 安心して子どもが育つ環境づくり

子育て世代が抱える多様なニーズに対応し、相互の情報交換や憩いの場などコミュニティが形成できる環境や、未就学児や児童、生徒、学生など、通学の安全性や教育環境の充実、多世代が交流できる機会の確保など、時代を支える子どもたちが安心して育つことができる環境整備を図ります。

取組方針2 住民や地域が主体となった協働のまちづくり

多様な主体が枠組みを超えて連携することで、地域の魅力を高め、新たな活力を生み出していけるよう、協働のまちづくりの推進に向けた体制づくりを図ります。

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

取組方針1 住民ニーズや地域特性に応じた居住環境の形成

広域的な拠点としての利便性と豊かな自然や歴史、文化的資源に囲まれたのどかさをいかし、多様な住宅ニーズへの対応を図るとともに、まちのまとまりを維持します。また、高齢世帯の増加に配慮したバリアフリー化を進める等、安全、安心な住環境の形成を進めます。

取組方針2 暮らしやすい環境づくり

徒歩や公共交通を利用することで、過度に自動車に依存することなく暮らすことができるように、市町間や市内外の拠点や地域を結ぶ東武鉄道小泉線、佐野線の鉄道路線を維持し、路線バスなど必要な公共交通を整備することで、身近な生活利便性が確保される環境づくりを進めます。

また、生活利便性や移動利便性が確保された地域において、施設や公共交通の持続に必要な人口密度の維持を図ります。

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

取組方針1 歴史、文化、自然など地域の資源をいかした

まちの魅力度向上

来訪者など交流人口を増やすとともに、移住から定住へとつなげていくために、産業機能の誘致などにより働く場を創出します。また、城下町としての歴史、文化や、城沼多々良沼、茂林寺沼周辺などの自然資産、県立館林美術館など館林市ならではの地域資源を観光、地域づくりに有効活用していきます。

取組方針2 館林都市圏の交流、連携の強化

館林都市圏の中核として、役割に応じた多様な都市機能の維持、拡充や、都市圏連携を充実させるための体制づくりなど、都市圏内交流の強化を図ります。

(2) 将来都市構造

◆将来都市構造とは

将来都市構造は、市の成り立ちや将来の人口見通しを踏まえ、将来の都市の骨格構造を示すもので「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素により構成します。

拠点

- ・住民の生活や来訪者の活動を支える多様な機能が集積した場所
- ・広域交通の結節点や産業、観光等、地域の特性をいかした場所

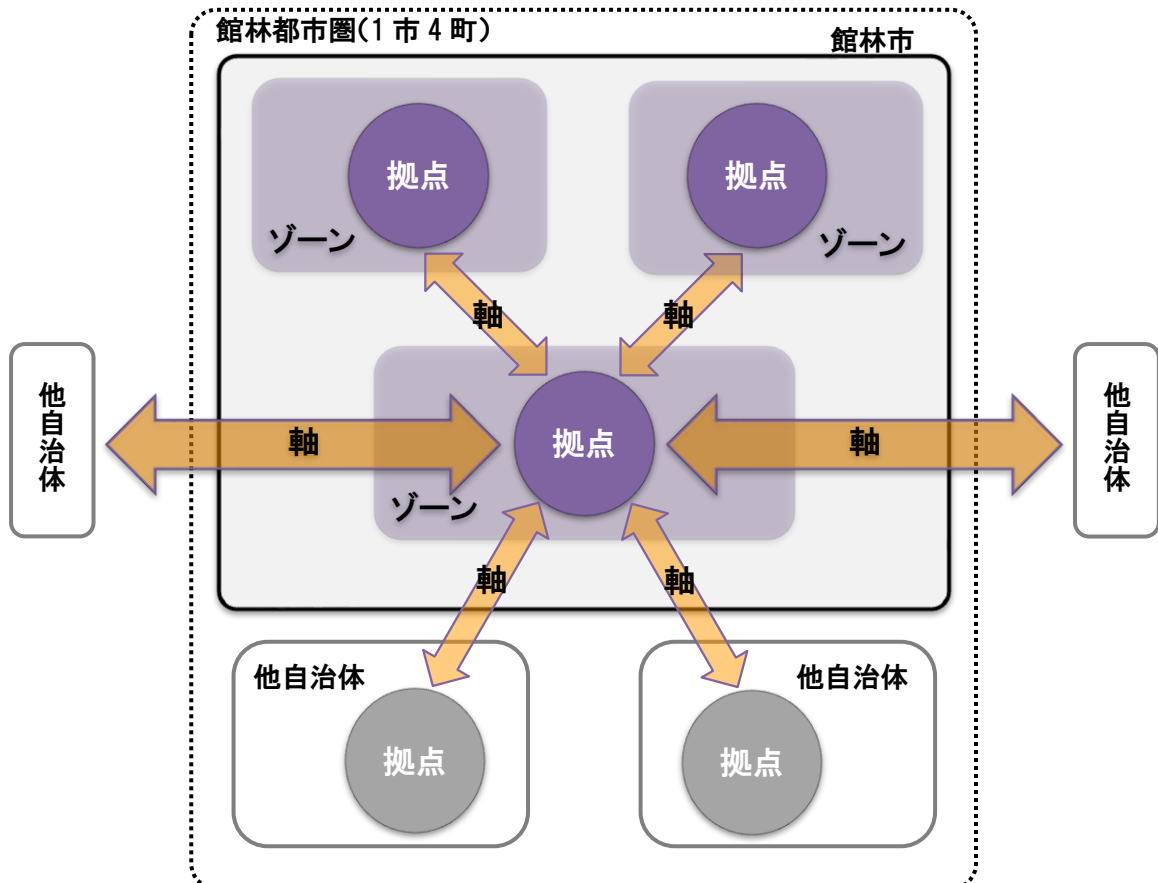
軸

- ・広域都市間や市内の拠点間を結び、人々の交流や円滑な移動を支える主要な道路や公共交通

ゾーン

- ・都市的利用や自然、営農保全など、土地利用のあり方を示す大枠での区分

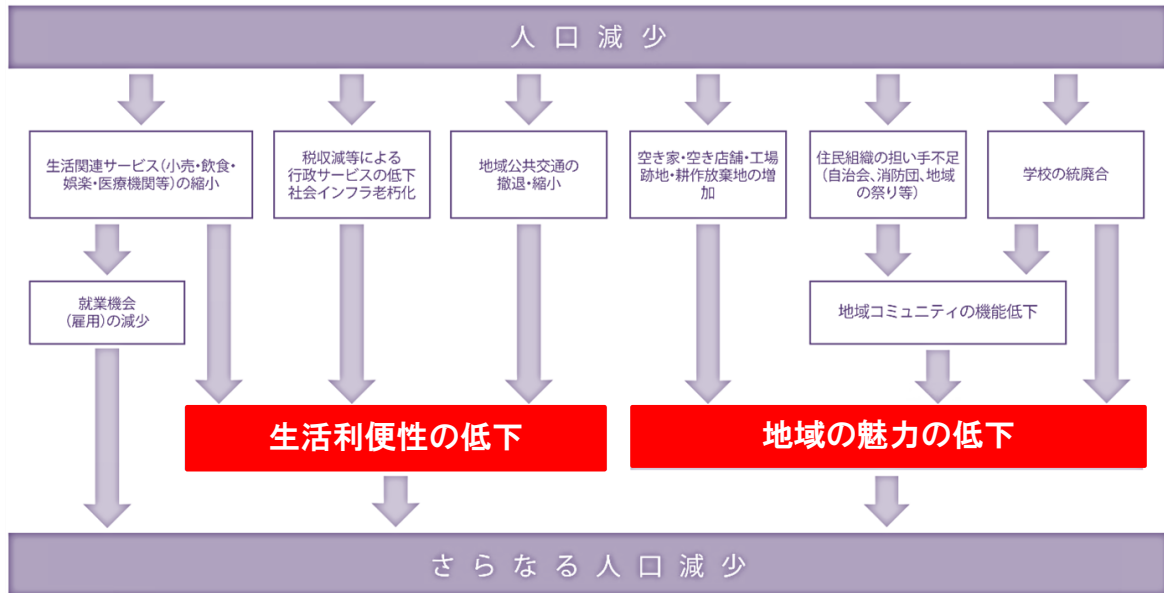
【拠点、軸、ゾーンの関係性のイメージ】



◆ 将来都市構造における2つの考え方

人口減少によるまち、生活へのそれぞれの影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下により、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられることから、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の将来都市構造を考える上では、大きく以下の2つの考え方が必要となります。

【人口減少悪循環のイメージ図】



出典：国土交通省

考え方1

持続可能な住民生活を実現する考え方

人口減少、高齢化への対応が求められており、中心拠点や地域拠点に日常生活に必要な医療、福祉、商業施設等の都市機能を誘導し、市街化調整区域の拠点集落等ではコミュニティの活性化を図りながら、それらの拠点等を公共交通で結ぶコンパクトでまとまりのあるまちを形成し、豊かな自然環境と共生を図り、将来にわたって暮らし続けられる持続可能な都市づくりを実現していきます。

考え方2

産業や観光の活性化により市の活力を高める考え方

今後想定される人口減少下においても都市の活動を維持するため、広域交通基盤等をいかし、拠点における産業誘致や観光振興を進め、雇用の創出や交流人口の拡大を図っていきます。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

◆市街化調整区域におけるまちなまの方針

都市全体として魅力、活力を高めていくためには、市街化区域だけでなく、市街化調整区域の特性をいかし、土地を適切かつ有効に活用していく視点も重要となり、集落と農地などが調和した良好な地域環境の維持された地域を目指した計画的な土地利用を図っていく必要があります。

市街化調整区域は、市街化を抑制し、農地や自然環境を管理、保全することが原則であり、これらの管理、保全に携わる人々の営農環境を保全しつつ、暮らしやすさとコミュニティの担い手を確保していくためには、防災、減災の取組を進めながら、集落の密度や規模のまちなまを維持していく必要がありますが、人口減少と高齢化が進むなかでは、すべての集落を同時に維持していくことは極めて難しい状況であり、持続可能な地域とするためには、地域の核を形成することが重要となります。

「まちなま」を維持、形成すべきエリアの設定方針

開発許可制度の「大規模指定既存集落」などのなかでも、公共交通の利用環境、生活サービス施設へのアクセス性、災害リスクなどを考慮し、「まちなま」を維持、形成すべきエリア(市街化調整区域の「生活拠点(拠点集落)」)の設定を検討していきます。

大規模指定
既存集落
など

・公共交通の利用環境
・生活サービス施設へのアクセス性
・災害リスクなどを考慮

生活拠点の設定
(まちなまを
維持、形成するエリア)

【エリア設定のイメージ】



出典：人口減少下における土地利用ガイドライン(市街化調整区域編)群馬県 平成 29(2017)年3月

◆館林市が目指す将来都市構造

■ 想定人口

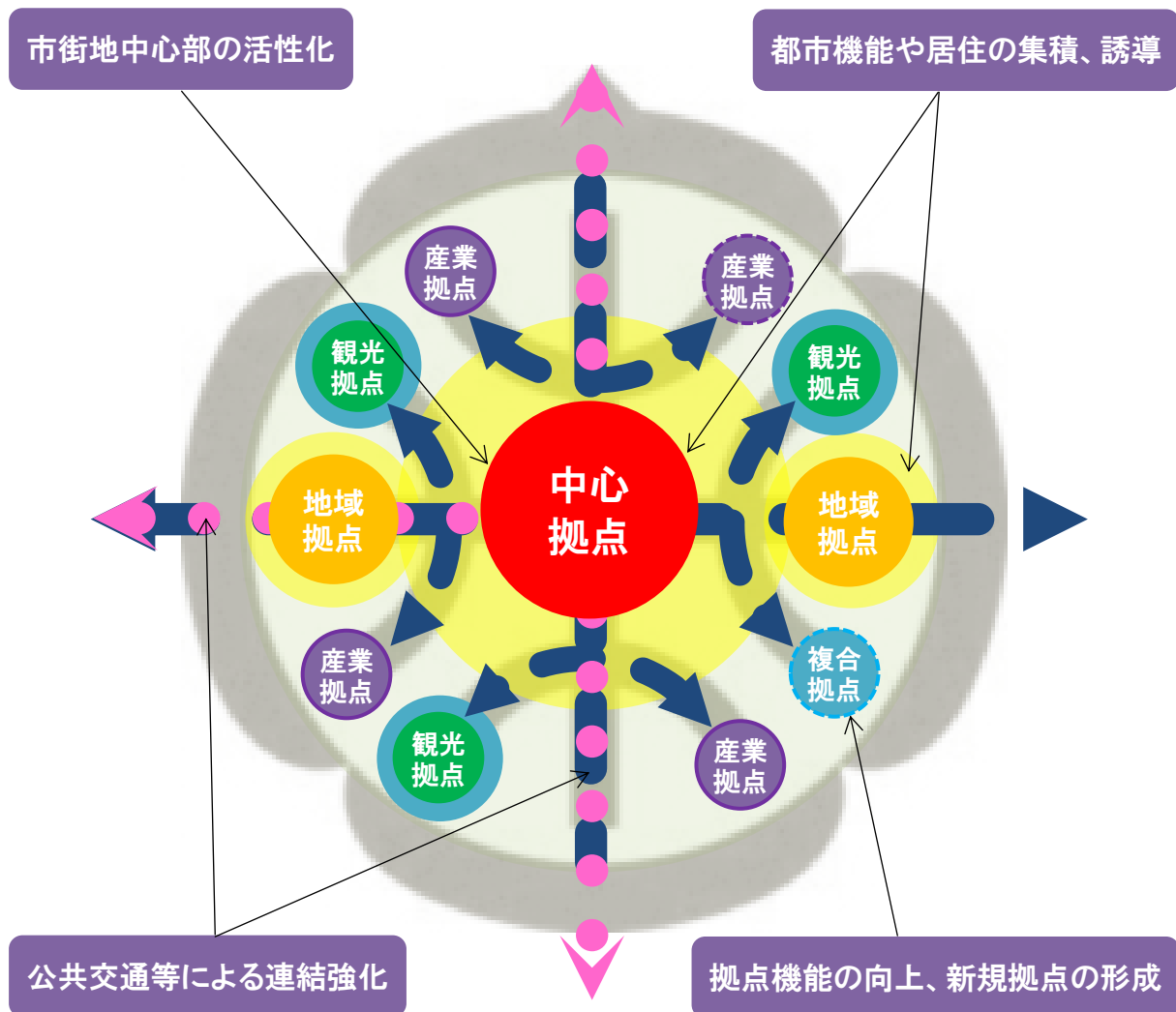
本市の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に準拠し、令和22(2040)年の64,207人とします。

■ 本市が目指す都市構造

将来都市像と都市づくりの目標を実現するため、本市の目指すべき将来都市構造を「集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)」とします。

各拠点の機能を高めるとともに、拠点間や拠点集落等との交通ネットワークの強化により、都市全体として機能の充実した生活利便性が高く、経済活力を高める都市構造を目指します。

【館林市が目指す集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)のイメージ】



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

■ 拠点

拠点の設定にあたっては、本市のみならず館林都市圏の中核となる広域的な機能を持つ「中心拠点」、地域の日常生活を支える「地域拠点」を位置づけます。また、産業や観光等の交流やにぎわい創出につながる資源をいかした活動の拠点として、「産業拠点」、「観光、交流拠点」、「複合拠点(産業、観光)」を位置づけます。

なお、市街化調整区域の「生活拠点(拠点集落)」については、今後、「まちのまとまり」を維持、形成すべきエリアを設定した上で位置づけます。



中心拠点

(館林駅周辺)

主に館林都市圏、また市全域の住民を対象として、都市サービス(都市活動の中で利用することが可能な行政施設や金融機関、医療施設や文化施設などにより提供されるサービス)を提供し、都市活動を行う上で必要となる都市機能が確保されているとともに、今後、その機能の更新を進めながら、機能の維持、拡充を図る拠点。



地域拠点

(城沼東部) (成島駅南周辺)

中心拠点との役割分担の中で、その機能を補完する機能を有するとともに、地域住民へ日常的に必要な生活サービス機能(日常生活で利用する商業施設や医療施設などにより提供されるサービス)を提供し、今後、その機能の更新を進めながら、機能の維持、拡充を図る拠点。



産業拠点 (製造業、流通業)

(館林工業団地周辺、館林金属工業団地周辺) (館林北部工業団地周辺、館林北部第二工業団地周辺、館林北部第三工業団地周辺、渡瀬南部産業団地周辺) (鞍掛第一工業団地周辺、野辺流通団地周辺、野辺第二流通団地周辺) (館林東部工業団地周辺) (谷田川北部産業団地周辺)
(大島地区地域活性化事業地域)

館林ICからのアクセス性等をいかした産業振興に向け、周辺の居住、自然環境等と調和のとれた操業環境を形成し、周辺区域も含め、産業の集積の維持、拡充を図る拠点。



観光、交流拠点

(城沼周辺) (多々良沼周辺) (茂林寺沼周辺) (近藤沼周辺)

日本遺産に認定された里沼とその周辺の公園等、自然環境を保全しつつ、人々が憩い親しめる空間形成を図る拠点。



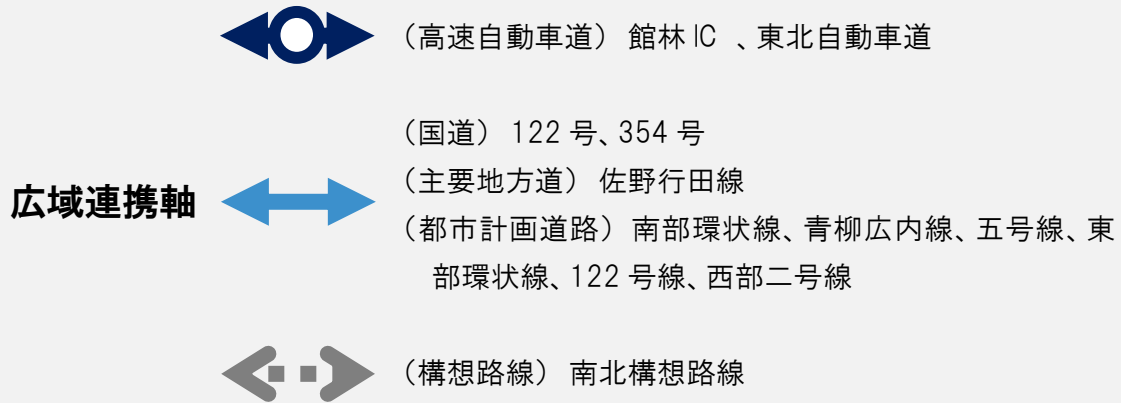
複合(産業、観光)拠点

(館林IC周辺)

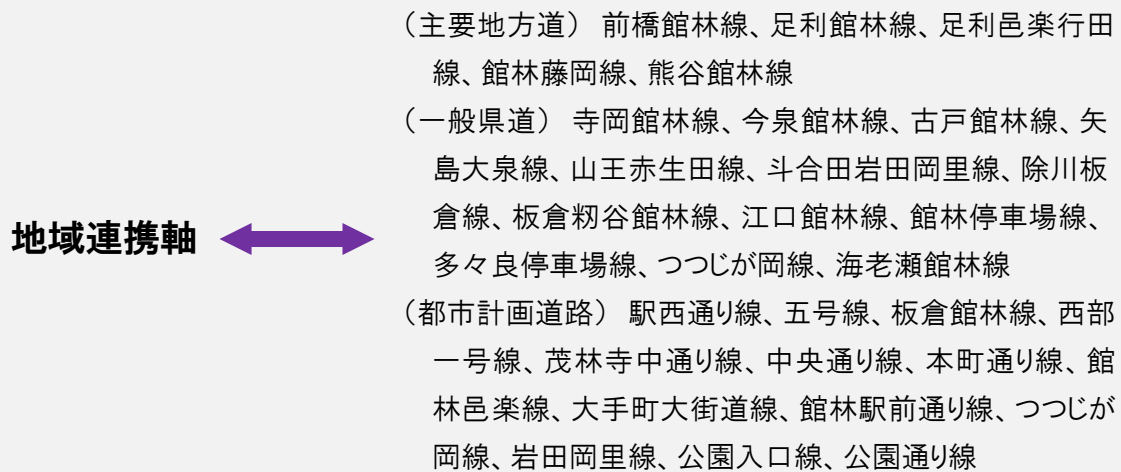
高速道路ICが近接する立地の優位性をいかした交流促進に向け、産業や交流機能等の充実を図る拠点。

■ 軸

軸の設定にあたっては、市内外の広域的な連携を支える「広域連携軸」と、主に市内の拠点等を結ぶ「地域連携軸」、鉄道等の「公共交通軸」を位置づけます。

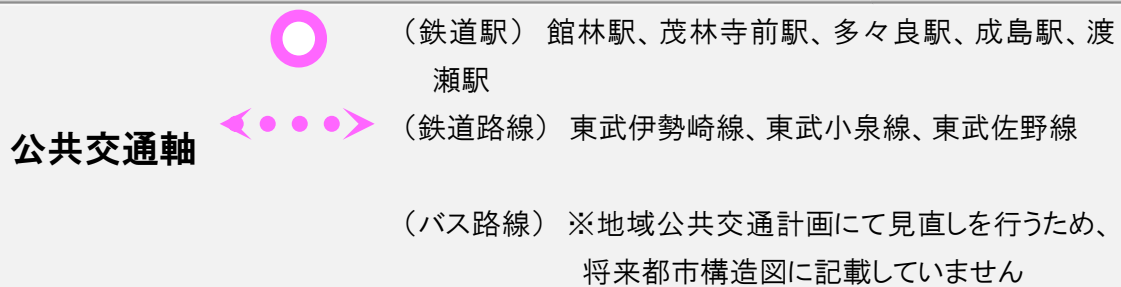


館林都市圏等の都市間を結ぶ広域的な移動、交流に必要な軸であるとともに、市街地内の通過交通の流入抑制に必要となる道路や公共交通による連携軸。



中心拠点、地域拠点等の市内の拠点間を結ぶ道路網であり、自動車交通だけでなく、歩行者や自転車の安全性、快適性にも配慮した連携軸。

なお、今後の人口規模に見合った都市構造に向けて、都市計画道路の見直しを適宜行います。



広域から多くの人を受け入れる鉄道や住民の日常生活に必要な交通手段となるバス路線の軸。

第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想 (市全体の方針)

第4章 地域別構想 (地域ごとの方針)

第5章 実現化方策 (マスタープランの実現に向けて)

■ ゾーン

ゾーンの設定にあたっては、都市的土地利用を促す「都市的土地利用ゾーン」、自然環境を保全する「田園的土地利用ゾーン」と、「自然的土地利用ゾーン」を位置づけます。

都市的土地利用ゾーン (市街化区域)

館林駅周辺は、都市機能の集積による、魅力のある市街地を形成するゾーン。
それ以外は、既存ストックを有効活用し、現在の地域特性を考慮し、周辺土地利用との調和を図り、市街地を形成するゾーン。

田園的土地利用ゾーン (市街化調整区域)

優良な農地等を保全するとともに、コミュニティの維持を図るゾーン。
必要に応じて、農地との調整を行い都市的土地利用への転換を図ります。

自然的土地利用ゾーン

(沼周辺)

城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼周辺

(一級河川周辺)

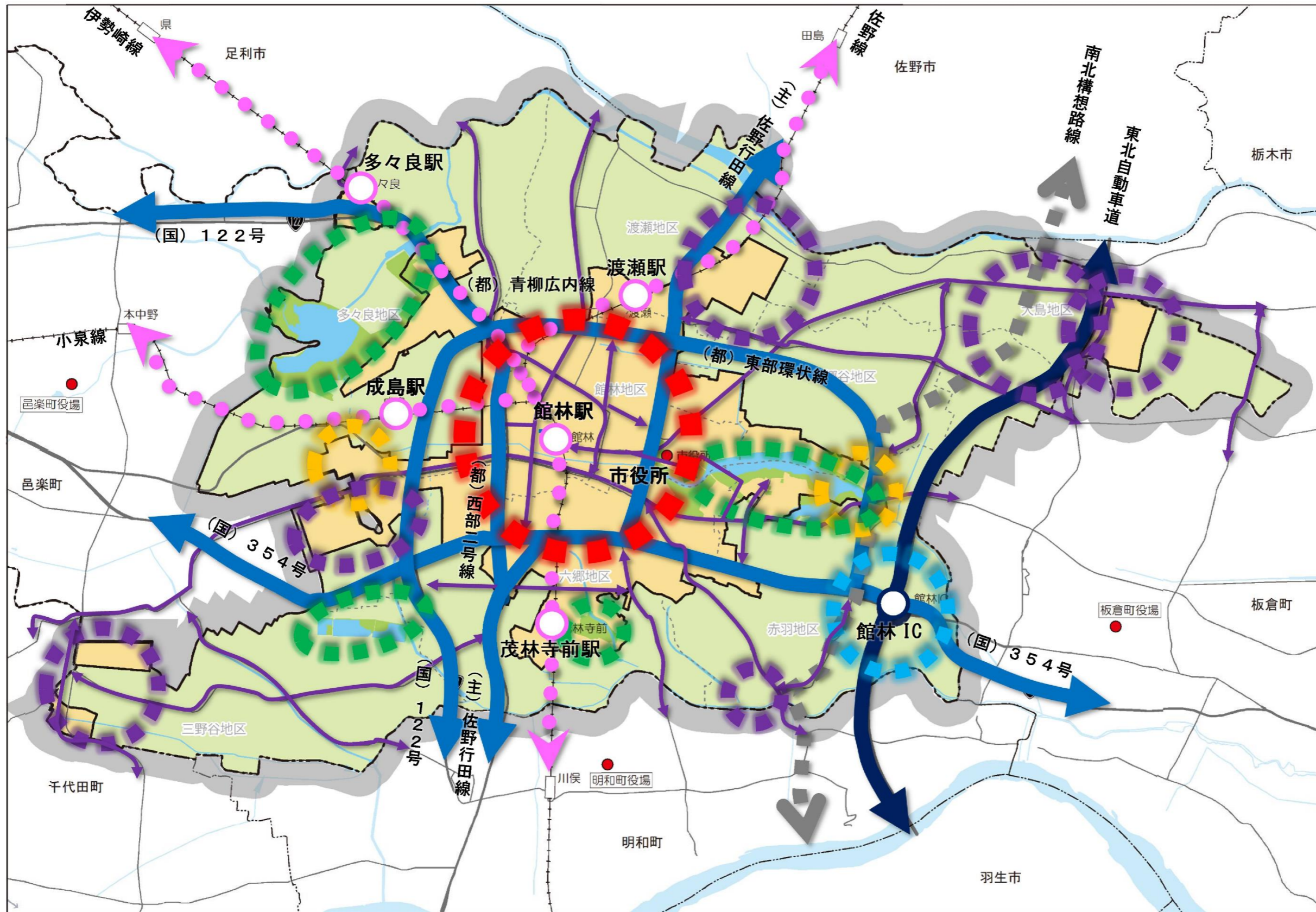
渡良瀬川、矢場川、多々良川、谷田川、鶴生田川、楠木川、近藤川、新堀川、新谷田川、逆川、孫兵衛川周辺

(準用河川周辺)

加法師川、宮田川、茂林寺川、蛇沼川周辺

憩いの場や景観を提供する良好な自然環境の保全と活用を図るゾーン。

■ 将来都市構造図



第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割

第2章 館林市の現状と都市づくりの課題

第3章 全体構想 (市全体の方針)

第4章 地域別構想 (地域ごとの方針)

第5章 実現化方策 (マスタープランの実現に向けて)

◆都市構造の再編プロセス

本市の都市構造は人口の増加等を背景として市街地が拡大してきましたが、人口が減少へと転じるなかでは、人口密度の低下等により拡大した市街地において生活機能が低下し、地域経済、活力が衰退していきます。今後の人口動向や都市施設の維持管理費の縮減等を考慮すると、長期的には、市街地を集積、集約することが、持続可能なまちの構築に向けて必要となるため、館林市立地適正化計画では居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めています。

しかしながら、将来の都市構造の再構築にあたっては、住民の方の理解と合意が必要であり、また、短期間に実現しようとした場合には多くの費用が必要となります。

現在の財政状況等を踏まえると大胆な構造の転換を短期間に実現することは難しい状況ですが、人口減少、高齢化が進むなかでは、将来に向けて、地域や集落でまちのまとまりを維持しながら、集約型都市構造への転換を進めていくことが必要となります。

【都市構造の再生イメージ】

現在 (拡散型都市構造)

集約型都市構造への
転換の推進



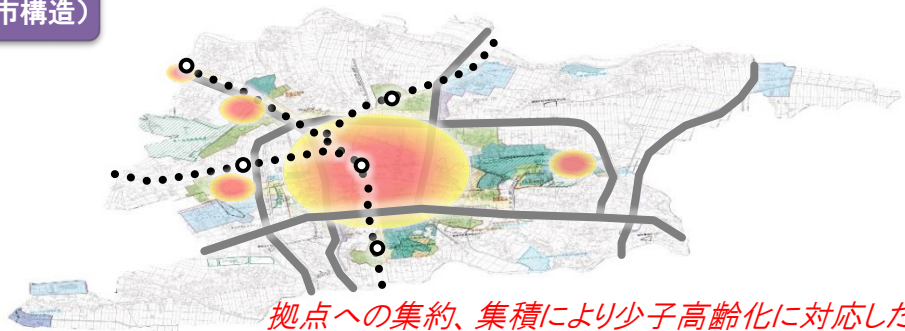
中期的 (拠点等への誘導、地域ごとに集約する都市構造)

↓



集約型都市構造へ向けて、拠点等への誘導、市街化調整区域も含めた地域ごとの集約化

長期的 (集約型都市構造)



拠点への集約、集積により少子高齢化に対応した「歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまち」へ

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構
想
(市全体の方針)

第4章
地域別構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方
策
(マスタープランの実現に向けて)

(3) 分野別基本方針

将来都市像の実現に向け、第 2 章で整理した本計画に反映すべき視点を考慮し、都市計画に関する4つの分野の基本方針を示します。なお、計画に反映すべき 9 つの視点と、各分野の基本方針との関係性は、下の表のようになります。

計画に反映すべき 9 つの視点	4 つの分野							
	土地利用	交通体系		都市環境				都市防災
		道路	公共交通	公園、緑地	下水道、河川	その他施設	都市景観	
視点 1 コンパクトでウォークアブルなまちづくり	●	●	●	●		●	●	●
視点 2 住宅、住生活に係る政策の推進	●	●	●	●	●	●	●	●
視点 3 交通ネットワークの強化	●	●	●					●
視点 4 空き家、空き地や公共施設等の 既存ストックの有効活用	●			●	●	●	●	●
視点 5 幹線道路沿道や IC 周辺等における 適正な土地利用の推進	●	●	●					
視点 6 自然環境や歴史、文化の 適切な保全と活用	●			●	●		●	
視点 7 災害対策の強化	●	●	●	●	●	●		●
視点 8 効率的、効果的な都市経営	●	●		●	●			●
視点 9 他分野や周辺自治体と 連携した施策の展開	●	●	●	●	●	●		●

◆土地利用の基本方針

基本方針

都市の特性をいかして魅力とにぎわいを創出し、
誰もが快適に暮らし続けられる土地利用

(関連するまちづくりの視点)

- 視点1 : コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2 : 住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3 : 交通ネットワークの強化
- 視点4 : 空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点5 : 幹線道路沿道やIC周辺等における適正な土地利用の推進
- 視点6 : 自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用
- 視点7 : 災害対策の強化
- 視点8 : 効率的、効果的な都市経営
- 視点9 : 他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■土地利用の基本的な考え方

集約型都市構造への転換の推進

● **立地適正化計画を活用した拠点への都市機能の集積**

・「館林市立地適正化計画」を活用し、都市機能の誘導、集積による館林駅を中心とした拠点の形成を図ります。

● **まちの魅力を高めるウォーカブル都市の推進**

・まちのにぎわい再生に向け、移住定住促進など人口減少対策、商業振興及び観光施策と併せて、路地も含めた街路空間や空き店舗等の民間不動産の利活用により、ウォーカブルなまちなかの形成に努めます。

・都市再生整備計画を策定し、住民生活の質の向上と、地域の活性化を図ります。

● **土地の高度利用の促進**

・公共交通の利便性が高い館林駅周辺などにおいては、土地の高度利用を推進し、コンパクトで活力と魅力のある市街地の形成を図ります。

市街化調整区域における地域の核の形成

● **地区計画制度等の導入の検討**

・大規模指定既存集落のなかでも、公共交通の利用環境、生活サービス施設へのアクセス性、災害リスクなどを考慮した上で、まちのまとまりを維持、形成すべきエリアを設定し、防災、減災の取組を進めながら、必要に応じて地区計画制度等の導入を検討します。

● **コミュニティに必要な施設の誘導**

・生活利便施設等の誘導や空き家等の利活用により、コミュニティの維持を図ります。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

質の高い居住環境の形成

● 土地区画整理事業等によるまちづくりの促進

・まちづくりに対する住民の理解を深めながら、土地区画整理事業等を促進することにより健全な市街地の形成に努めます。

● 開発許可制度の適切な運用

・開発許可制度の適正な運用により、良好な宅地を確保し、調和のとれた土地利用を図り、必要に応じて開発許可の運用の見直し等を行います。

● 空き家、空き地の有効活用

・既存市街地においては、既存住宅等を活用したリノベーションを図るなど空き家や空き地などの既存ストックを有効に活用し、良好な住環境を確保します。

● 子育て世代や高齢者などが暮らしやすい環境づくりの推進

・医療、福祉、教育などとの連携を推進し、全ての世代が健康で、安心、安全に暮らせるまちを目指します。また、住宅政策と併せて、子育て関連支援施設や地域交流施設を充実するなど、首都圏への通勤圏である地域特性をいかし、U/Iターンによる定住人口の増加に取り組みます。

地域特性をいかした土地利用の展開

● 用途地域の見直し等の検討

・地域の発展や既存の都市機能をいかす上でも有効と判断できる地域については、地区計画の活用による用途規制の変更や、地区計画等を併用した用途地域の変更などによる土地利用の転換を検討します。

・城沼周辺については、観光、交流拠点として物販やアウトドア施設等が立地できるよう用途地域の変更を検討します。

・日常生活機能を確保する必要がある住居専用地域については、生活利便施設の立地ができるよう用途地域の変更を検討します。

・都市機能施設の利便性の向上や歩いて暮らせるコンパクトな市街地形成のため、その地域の特性や周辺地区との機能分担に配慮した上で、特別用途地区の指定や地区計画等の活用を検討します。

・市街化調整区域における建築物の用途変更について、古民家等の既存建築物を地域資源として、コミュニティの活性化や観光振興等による地域再生に活用できるよう開発許可制度の運用の見直しを検討します。

● 地域特性をいかした新たな拠点等の検討

・群馬県唯一の東北自動車道インターチェンジがある本市の強みをいかし、交通利便性が高い館林 IC 周辺、国道等の幹線道路沿道においては、周辺環境に配慮しながら、地域特性をいかした市街地整備を検討します。また、既に業務機能が集積している産業団地等の周辺においても、新たな企業誘致等に対応するための市街地整備を検討します。

■ ゾーン別の土地利用方針

将来都市構造に示した 3 つの土地利用ゾーンを、目的に応じてエリア分けし、産業、居住などが調和した適切な土地利用を図ります。

都市的土地利用ゾーン（市街化区域）

住居系エリア

- ✓ 良好な居住環境を保全するとともに、生活の利便性の維持を図ります。
- ✓ 日常的なコミュニティが形成され、生活、交通の利便性が高い地域では、コミュニティを持続させるための取組を進めます。

住居、都市機能集積エリア

- ✓ 良好な居住環境を保全するとともに、生活の利便性の向上を図ります。
- ✓ 日常的なコミュニティが形成され、生活、交通の利便性が高い地域を“まちのまとまり”として位置づけ、コミュニティを持続させるための取組を進めます。
- ✓ 館林駅などの鉄道駅周辺、バス路線沿線など公共交通が容易に利用できるよう維持、整備を行うとともに、館林市立地適正化計画において設定した居住誘導区域への居住の誘導を図ります。
- ✓ 館林駅周辺地区では、中心拠点として必要な都市機能のほか、広域的な役割から求められる機能や地域拠点などの生活サービス機能の補完に必要な機能の維持、誘導を図ります。
- ✓ 城沼東部地区及び成島駅南周辺地区では、日常生活に必要な生活サービス機能を確保するとともに、中心拠点の機能補完を行うことで、地域間の生活サービス水準の格差の解消を図ります。

生産、流通エリア

- ✓ 周辺の居住環境等との調和に配慮しながら、産業の集積を進めます。
- ✓ 新たな企業誘致等に対応するため、既存の産業集積エリア周辺を対象に、機能の向上やエリアの拡大を検討します。

● ● ● 主要幹線沿道エリア

- ✓ 通過交通量が多い(国)122号、(国)354号等の沿道では、来訪者などに魅力ある沿道サービス機能を誘導し、にぎわいが持続される土地利用を図ります。

市街地整備(住居系)エリア

- ✓ 土地区画整理事業による市街地整備により、良好な居住環境の形成を進めます。
(土地区画整理事業) 西部第一南土地区画整理事業、西部第一中土地区画整理事業、西部第二土地区画整理事業

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

田園的土地利用ゾーン（市街化調整区域）

農地、集落エリア

- ✓ 市街地の無秩序な拡大を抑制します。
- ✓ 優良農地では、原則として良好な田園環境の保全に努めます。
- ✓ 日常的なコミュニティが形成され、生活、交通の利便性が高い地域等を、“まちのまとまり”として位置づけ、コミュニティを維持させるための取組を進めます。

● ● ● 主要幹線道路沿道エリア

- ✓ 通過交通の交通量が多い(国)122号、(国)354号等の沿道では、周辺環境に配慮した上で、恵まれた立地条件や交通条件をいかした産業等の土地利用を図ります。

自然的土地利用ゾーン

自然環境保全エリア

- ✓ 美しい自然環境の管理、保全を図るとともに、観光、交流の拠点として、自然環境との調和に配慮した、観光、レクリエーションの場として機能の充実を図ります。

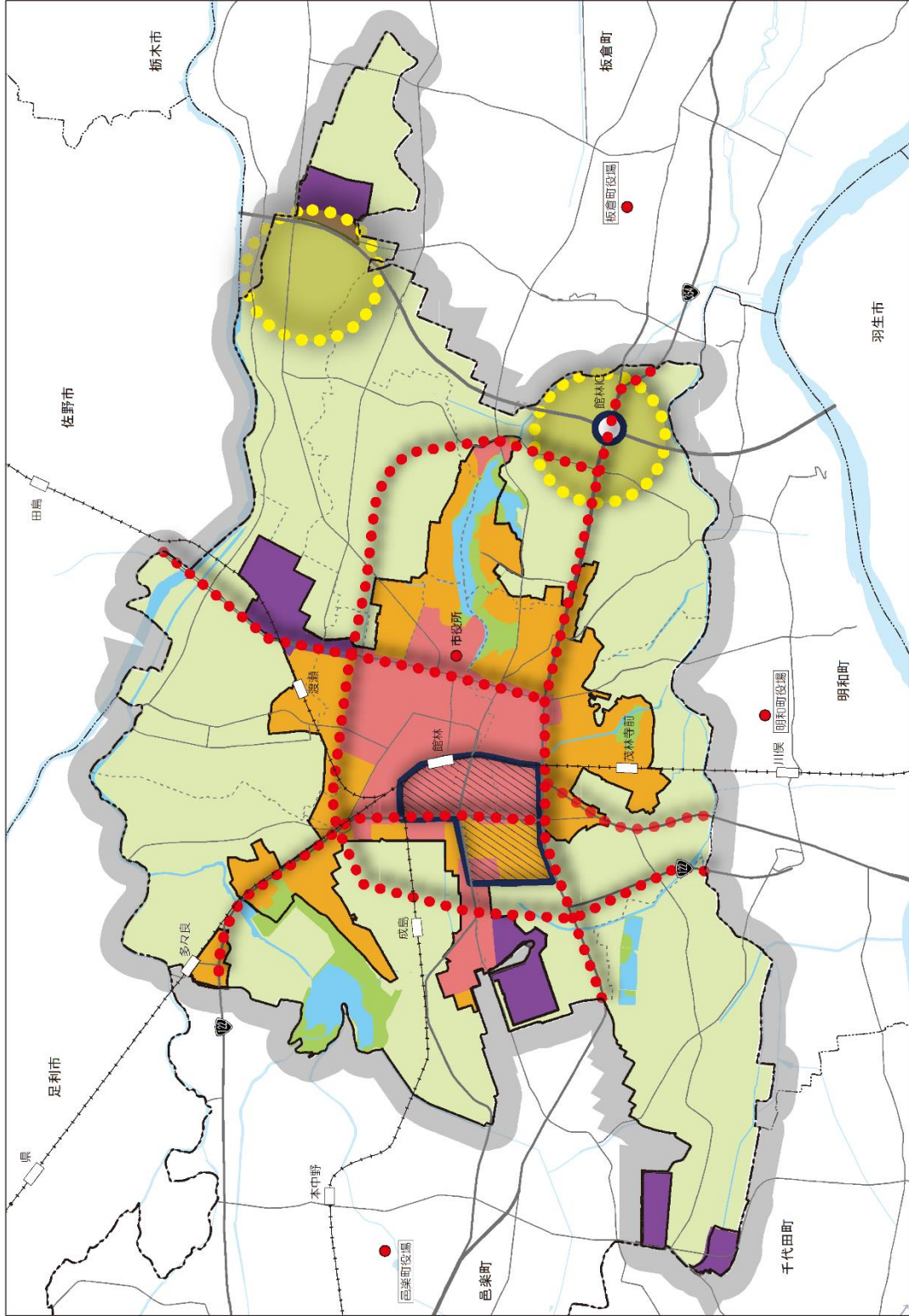
■ その他の土地利用方針

住民の合意形成や農業との調整等を図りながら、本市の活力の向上に向けた拠点の形成を検討します。

産業、観光等創出エリア

- ✓ 大島地域活性化事業区域では、地域振興の核となる新たな産業の拠点の形成を図ります。
- ✓ 館林 IC 周辺では、市の活性化に向けた産業誘致や観光機能の整備等による交流促進に向けた拠点の形成を図ります。

■ 土地利用の基本方針図



凡 例	
	住居系エリア
	住居、都市機能集積エリア
	生産、流通エリア
	主要幹線沿道エリア
	市街地整備(住居系)エリア
	農地、集落エリア
	自然環境保全エリア
	産業、観光等創出エリア
	市街化区域
	行政区域

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

◆交通体系の基本方針(道路、公共交通)

基本方針

コンパクト・プラス・ネットワークを実現する 交通ネットワークの構築

(関連するまちづくりの視点)

- 視点1 : コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2 : 住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3 : 交通ネットワークの強化
- 視点7 : 災害対策の強化
- 視点8 : 効率的、効果的な都市経営
- 視点9 : 他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■交通体系の基本的な考え方

都市活力と利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

● 広域交通網の機能向上

- ・広域的な物流や交流に寄与する高速道路や国道等の利便性を高めるため、それらの道路へのアクセス性及び機能強化に努めます。
- ・都市内部を通過する広域交通を排除するため、都市計画道路青柳広内線、都市計画道路東部環状線などの迂回機能を持った道路整備の推進を図ります。

● 都市計画道路網の再構築

- ・長期にわたり未整備の路線については、将来の都市、地域づくりの観点から、現在の計画を検証し、必要に応じて見直しや計画内容を変更する等、道路網の再構築を図ります。

● 公共交通(鉄道、バス)軸の強化 (地域公共交通計画)

- ・鉄道や高速バスのサービス水準の確保、維持に向けた協力体制の構築や広域バスの路線再編の推進による利便性の高い広域交通ネットワークの形成を図ります。
- ・駅前バスターミナル、バス乗換えターミナルの整備や、待合環境、情報提供を充実し、交通結節点の強化による交通ネットワークの機能向上を図ります。

● 地域に適した交通手段の形成 (地域公共交通計画)

- ・コミュニティバス路線の再編をはじめ、利用者の視点に立った生活交通ネットワークの形成を図ります。

● 新たな交通手段の検討

- ・新しいモビリティの導入による活性化支援や周遊観光行動に対応した移動手段の整備を検討します。

安全で快適な交通環境の形成

● 歩行者、自転車等に配慮した道路整備

- ・すべての人にとって使いやすい、歩道の段差解消等による移動の円滑化を図ります。
- ・環境負荷の縮減、交通の円滑化、健康増進、観光の見地から、自転車の円滑な利用環境の確保を進めます。

● レクリエーションネットワークの整備

- ・沼周辺の観光、交流拠点の利用及び存在効果が高まるよう、拠点を河川や緑道などにより有機的に結び、ネットワーク化を図ります。

● 適正な道路維持、管理

- ・橋梁等の長寿命化計画に基づき、定期的な点検と計画的な維持修繕を図ります。

広域連携軸 本市の物流や観光交流の重要な路線

↔ 高速自動車道

- ✓ 東北自動車道については、広域的な高速道路網として、引き続き機能の維持、強化を働きかけます。

↔ 広域幹線道路

- ✓ (国)122号、(国)354号、(主)佐野行田線については、本市と他の都市を結び、災害時には緊急輸送道路となる広域的な幹線道路として機能維持、強化を図ります。

↔ 環状道路

- ✓ (都)青柳広内線、(都)東部環状線等については、広域通過交通を処理する環状道路として機能維持、強化を図ります。

↔ 構想路線

- ✓ 南北構想路線については、産業振興及び災害時の広域的な避難路確保や、埼玉、栃木方面との交流強化の効果が見込まれる道路であることから、整備の促進に向け、関連自治体と連携を図ります。

地域連携軸 本市と周辺都市とを結ぶ道路、市街地の骨格を形成する道路

↔ 一般幹線道路

- ✓ 主要地方道、一般県道、市街地の骨格を形成する都市計画道路を幹線道路とし、県道については、引き続き機能維持、強化を働きかけます。また、市が管理する道路についても、同様な取り組みを進めます。

(主要地方道) 前橋館林線、足利館林線、足利邑楽行田線、館林藤岡線、熊谷館林線

(一般県道) 寺岡館林線、今泉館林線、古戸館林線、矢島大泉線、山王赤生田線、斗合田岩田岡里線、除川板倉線、板倉初谷館林線、江口館林線、館林停車場線、多々良停車場線、つつじが岡線、海老瀬館林線

(都市計画道路) 駅西通り線、五号線、板倉館林線、西部一号線、茂林寺中通り線、中央通り線、本町通り線、館林邑楽線、大手町大街道線、館林駅前通り線、つつじが岡線、岩田岡里線、公園入口線、公園通り線

その他 一般幹線道路を補完する道路

補助幹線道路、生活道路

- ✓ 次に掲げる都市計画道路や市道については、一般幹線道路を補完する目的として、また、地域環境の向上、地域防災力の強化などを図るため、計画的な整備、維持管理を行います。
(都市計画道路) 西部三号線、高根大街道線、南部環状線、富士原線、富士西線、学校通り線、花山線
(市道) 主要市道、その他市道

公共交通 鉄道、バス路線



鉄道駅



鉄道路線

- (鉄道駅) 館林駅、茂林寺前駅、多々良駅、渡瀬駅、成島駅
- (鉄道路線) 東武伊勢崎線、東武佐野線、東武小泉線

(バス路線)

地域公共交通計画にて見直しを行うため、交通体系の基本方針図に記載していません。

観光交通、レクリエーションネットワーク



レクリエーションネットワーク

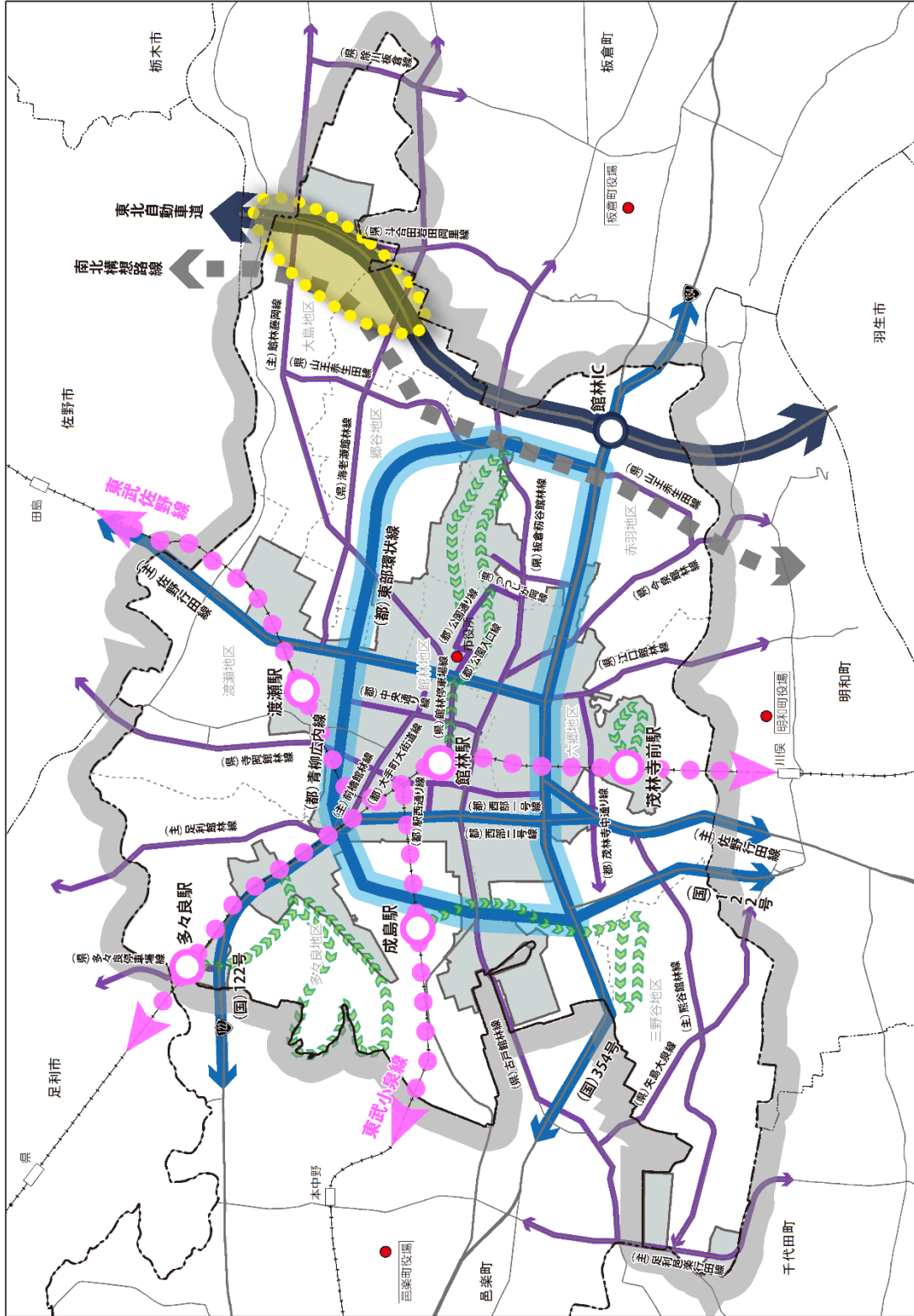
- ✓ 城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼の観光、交流拠点を結ぶ、河川や緑道などをレクリエーションネットワークとして位置づけ、回遊性の創出を図ります。



スマートインターチェンジ検討エリア

- ✓ 広域連携軸である東北自動車道の更なる利便性の向上と水害時等の広域避難ルート確保のため、スマートインターチェンジの設置を検討します。

交通体系の基本方針図



第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全体構想
(市全体の方針)

第4章
地域別構想
(地域ごとの方針)

第5章
実現化方策
(マスタープランの実現に向けて)

◆都市環境の基本方針(公園緑地、下水道河川、その他都市施設、都市景観)

基本方針

自然や歴史、文化と調和した 便利で暮らしやすいまちづくり

(関連するまちづくりの視点)

- 視点1 : コンパクトでウォーカブルなまちづくり
- 視点2 : 住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点4 : 空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点6 : 自然環境や歴史、文化の適切な保全と活用
- 視点7 : 災害対策の強化
- 視点8 : 効率的、効果的な都市経営
- 視点9 : 他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■都市環境の基本的な考え方

都市施設の効率的な整備と管理

● 公園緑地の質的向上

- ・維持管理に加えて、事業内容の見直しや新たな事業により、利用者が安全で、楽しめる公園づくりに努めます。
- ・交流機能を充実させるため、公園の質の向上に向けたPFI手法による施設整備、指定管理者制度など、民間活力の導入について検討します。

● 下水道施設等の効率的な整備

- ・汚水処理については、下水道や農業集落排水等の集合処理、浄化槽による個別処理を、地域の人口密度や地形に応じて組み合わせながら、「館林市公共下水道事業基本計画」に基づく、効率的な整備を進めます。

● 都市施設の適正な管理

- ・公共施設の適正な配置や財政負担の軽減、平準化により、行政サービスの水準を確保するため、「館林市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理を行います。
- ・施設の業務内容、運営コスト等を検証し、ニーズに呼応する施設を有効に活用するために、用途変更、他施設との複合化、廃止、除却を含めて再配置に取り組み、施設の保有量を縮減するとともに施設の質の充実に努めます。

● 都市施設の広域的な連携の検討

- ・機能的な都市活動の確保、向上を図るため、新たに必要となると施設の整備については、長期的展望に立って広域的な連携を検討します。

魅力ある都市景観の形成と風景の維持、継承

● **自然資源の管理、保全による自然景観の継承**

・城沼風致地区、茂林寺風致地区、多々良沼風致地区など良好な自然資源の富んだ地域の適切な管理、保全により、美しい自然景観の維持、継承に努めます。

● **歴史、文化的景観資源の保護、活用**

・日本遺産に登録された城沼などの沼周辺や躑躅ヶ岡など本市の特色のある歴史や文化を魅力あるものとして次世代に引き継ぐため「館林市歴史文化基本構想」に基づき、確実な保護を行い、観光資源としての利活用を図ります。

● **地域の特性に応じた景観づくり**

・地域の特性に応じた景観づくりに取り組むため、館林市としての景観条例の制定等を検討します。

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

◆都市防災の基本方針

基本方針

地域防災力の向上による 安全で安心なまちづくり

(関連するまちづくりの視点)

- 視点1 : コンパクトでウォークアブルなまちづくり
- 視点2 : 住宅、住生活に係る政策の推進
- 視点3 : 交通ネットワークの強化
- 視点4 : 空き家、空き地や公共施設等の既存ストックの有効活用
- 視点7 : 災害対策の強化
- 視点8 : 効率的、効果的な都市経営
- 視点9 : 他分野や周辺自治体と連携した施策の展開

■都市防災の基本的な考え方

国土強靱化地域計画に基づく災害に強いまちづくり

● 「館林市強靱化計画」に基づく重点化施策の推進

・推進方針に基づき、市街地や都市公園の整備、橋梁長寿命化修繕事業、江川橋架替事業などに取り組みます。

● 新たな広域避難、輸送ルートの整備

・市外との架橋等による緊急輸送道路や避難路を確保するため、関係機関と協議し、構想路線である渡良瀬川、利根川への架橋や高速道路のスマートインターチェンジの整備を推進します。

防災、減災等のための安全なまちづくりの推進

● 災害ハザードエリアにおける防災まちづくりの検討

・立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策を定める「防災指針」を作成し、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進します。

・市街化調整区域においては、「まちなまとまり」を維持、形成すべきエリアを中心とした防災、減災の取組を進めながら、浸水ハザードエリアにおける開発の抑制について検討します。

【関連図】

将来都市像

住んでよし 訪れてよし 育みのまち たてばやし

都市づくりの目標

目標1：“人を育む”まちづくり

取組方針1:安心して子どもが育つ環境づくり

取組方針2:住民や地域が主体となった協働のまちづくり

目標2：“暮らしを育む”まちづくり

取組方針1:住民ニーズや地域特性に応じた居住環境の形成

取組方針2:住民や地域が主体となった協働のまちづくり

目標3：“人の交流を育む”まちづくり

取組方針1:歴史、文化、自然など地域の資源をいかしたまち

取組方針2:館林都市圏の交流、連携の強化の魅力度向上

都市構造における考え方

考え方1

持続可能な住民生活を
実現する考え方

考え方2

産業や観光の活性化により
市の活力を高める考え方

分野別基本方針

土地利用の基本方針

都市の特性をいかして魅力と
にぎわいを創出し、誰もが快適に
暮らし続けられる土地利用

交通体系の基本方針

コンパクト・プラス・ネットワークを
実現する交通ネットワークの構築

都市環境の基本方針

自然や歴史、文化と調和した
便利で暮らしやすいまちづくり

都市防災の基本方針

地域防災力の向上による
安全で安心なまちづくり

第1章
都市計画マスタープランの
位置づけと役割

第2章
館林市の現状と
都市づくりの課題

第3章
全
体
構
想
(市全体の方針)

第4章
地
域
別
構
想
(地域ごとの方針)

第5章
実
現
化
方
策
(マスタープランの実現に向けて)

